## ◇鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

- 1 条例の改正理由
  - 租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
- 2 条例の概要
  - (1) 租税特別措置法の規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認 定に関する事務に係る手数料等について定めた規定中、当該手数料を徴収する事務の根拠となる同法の条項 を改める。
  - (2) 施行期日は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日とする。

## ◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

- 1 条例の改正理由 租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
- 2 条例の概要
  - (1) 市町村等が処理することとする事務の根拠規定について、条例中引用している租税特別措置法の根拠条項を改める。
  - (2) 施行期日は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日とする。

## ◇鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下「法」という。)の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

- 2 条例の概要
  - (1) 労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争のうち、当該紛争 の当事者から申請があった場合にあっせんを行わないことができるものを定めた規定中、引用している法の 根拠条項を改める。
  - (2) 施行期日は、公布日とする。